

三酸化クロムの認可申請書類案を作成したことを発表



三酸化クロム (Chromium (VI) trioxide、CAS 番号 1333-82-0) の製造者や輸入者、川下ユーザーが 150 社以上参加する「三酸化クロム認可コンソーシアム (CTAC)」は 2 月 4 日、三酸化クロムに関する認可申請書類案を作成したことを発表しました。

今回 CTAC が作成した認可申請書類案は次の 6 用途です。

- ・混合物の調製
- ・機能性クロムめっき
- ・装飾性を有する機能性クロムめっき
- ・航空宇宙産業用途における表面処理
- ・各種産業用途における表面処理
- ・すすめっき鋼の表面安定処理

三酸化クロムは 2013 年 4 月に認可対象物質として REACH 規則附属書 XIV に収載され、認可が与えられない限り、物質の上市と使用が禁止される日付 (the sun set date: 日没日) が 2017 年 9 月 21 日に設定されています。したがって、同日以降は認可がなければ同物質を使用し続けることができなくなります。

なお、日没日の 18 カ月前に設定される認可申請提出期限日 (2016 年 3 月 21 日) までに認可申請を提出していれば、欧州委員会 (EC) の最終決定までの間は同物質を継続して使用することができます。

当社では、RoHS 指令規制 6 物質やハロゲン分析において ISO/IEC17025 試験所認定の取得をはじめ、フタル酸分析等、各種製品中の有害物質分析にも積極的に取り組んでおります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 27 年 2 月 27 日付 CTAC プレスリリース

化学分析箇所 竹下尚長

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関 (日本水道協会) から認められました。

